

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行								
<p>(排水基準の適用) 第3条 前条第2項及び第3項の排水基準は、次に定めるところにより適用する。 (1) 別表第2の排水基準(その9の表に掲げる排水基準を除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上(_____シアン化合物についての排水基準を除く。)である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 (2)～(8) 略</p> <p>別表第1(第2条第1項関係)</p> <table border="1" data-bbox="264 679 1077 751"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 679 566 715">水域</th> <th data-bbox="566 679 1077 715">水域の区分の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 715 566 751">(略)</td> <td data-bbox="566 715 1077 751">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 略 2 那珂川水域において第一種水域とは次に掲げる河川及びこれに流入することとなる河川、水路その他の水域をいい、第二種水域とは第一種水域以外の水域をいう。 那珂川 [／右岸 水戸市根本一丁目263番2／左岸 水戸市青柳町字上宿448番地の1／から河口までの区域を除く。]</p>	水域	水域の区分の範囲	(略)	(略)	<p>(排水基準の適用) 第3条 前条第2項及び第3項の排水基準は、次に定めるところにより適用する。 (1) 別表第2の排水基準(その9の表に掲げる排水基準を除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上(カドミウム及びその化合物並びにシアン化合物についての排水基準を除く。)である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 (2)～(8) 略</p> <p>別表第1(第2条第1項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1131 679 1944 751"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 679 1433 715">水域</th> <th data-bbox="1433 679 1944 715">水域の区分の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 715 1433 751">(略)</td> <td data-bbox="1433 715 1944 751">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 略 2 那珂川水域において第一種水域とは次に掲げる河川及びこれに流入することとなる河川、水路その他の水域をいい、第二種水域とは第一種水域以外の水域をいう。 那珂川 [／右岸 水戸市根本町一区263番地の2／左岸 水戸市青柳町字上宿448番地の1／から河口までの区域を除く。]</p>	水域	水域の区分の範囲	(略)	(略)
水域	水域の区分の範囲								
(略)	(略)								
水域	水域の区分の範囲								
(略)	(略)								

別表第2(第2条第2項関係)

その4 県北水域における排水基準

工場又は事業場の区分項目	生物学的要素量(単位1リットルにつきミリグラム)	学酸的要素量(単位1リットルにつきミリグラム)		遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)		ノマヘサ抽出物含量(動物脂含量)(単位1リットルにつきミリグラム)		フェノール類含量(単位1リットルにつきミリグラム)		クロム含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大

別表第2(第2条第2項関係)

その4 県北水域における排水基準

工場又は事業場の区分項目	生物学的要素量(単位1リットルにつきミリグラム)	学酸的要素量(単位1リットルにつきミリグラム)		遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)		ノマヘサ抽出物含量(動物脂含量)(単位1リットルにつきミリグラム)		フェノール類含量(単位1リットルにつきミリグラム)		クロム含有量(単位1リットルにつきミリグラム)		カドミウム及びその化合物(単位1リットルにつきミリグラム)	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大

下欄に掲げる工場又は事業場以外のもの	第一種域排すも	10	15	10	15	20	25	—	5	0.5	1
	第二種水域に排出するもの 1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル未満のもの	20	25	20	25	30	40	—	10	1	1

下欄に掲げる工場又は事業場以外のもの	第一種域排すも	10	15	10	15	20	25	—	5	0.5	1	—
	第二種水域に排出するもの 1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル未満のもの	20	25	20	25	30	40	—	10	1	1	0.10151

		1 0	1 5	1 0	1 5	2 0	2 5	—	5	0 ・ 5	1
	1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上のもの										
	パルプを製造するもの	2 0	3 0	2 0	3 0	5 0	6 5	1 0	—	1	1
水産食料	1日当たりの平均	9 0	1 2 0	9 0	1 2 0	1 2 0	1 6 0	—	—	—	—

		1 0	1 5	1 0	1 5	2 0	2 5	—	5	0 ・ 5	1	0 ・ 0 5 1
	1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上のもの											
	パルプを製造するもの	2 0	3 0	2 0	3 0	5 0	6 5	1 0	—	1	1	—
水産食料	1日当たりの平均	9 0	1 2 0	9 0	1 2 0	1 2 0	1 6 0	—	—	—	—	—

処理施設を設置するもの											
し尿処理施設を設置するもの	30	—	30	—	70	—	—	—	—	—	—
下水道終末処理施設設置のもの	20	—	20	—	40	—	—	10	1	1	—

処理施設を設置するもの											
し尿処理施設を設置するもの	30	—	30	—	70	—	—	—	—	—	—
下水道終末処理施設設置のもの	20	—	20	—	40	—	—	10	1	1	—